

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年2月13日

つくばみらい市長 小田川 浩



つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱(平成28年つくばみらい市告示第15号)の一部を次のように改正する。

第12条を第13条とし、第11条を第12条とする。

第10条第2項中「様式第7号」を「様式第8号」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(補助金の概算払)

第9条 協議会は、補助金の概算払を受けようとするときは、つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金概算払請求書(様式第6号)により市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受けた場合は、その内容を審査し、補助事業の円滑な遂行上必要と認められるときは、概算払により補助金を交付することができる。

別表中

「

新規需要米(需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領別紙1の第4の3に定める多収品種以外の飼料用米)	11,500円以内
その他新規需要米	20,000円以内
加工用米	8,500円以内
野菜	2,000円以内

」を

「

新規需要米(需要に応じた米の生産・販売の推進に関	10,500円以内
--------------------------	-----------

する要領別紙1の第4の3 に定める多収品種以外の飼 料用米)	
その他新規需要米	20,000円以内
加工用米	8,500円以内
野菜	1,000円以内

」に改める。

様式第5号から様式第7号までを次のように改める。

	2001.01.01 (起)	2001.01.01 (迄)

2001.01.01

2001.01.01 (起) 2001.01.01 (迄)

様式第5号（第8条関係）

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

つくばみらい市農業再生協議会
会長 ㊟

年 月 日付け第 号で額の確定を受けた補助金について、つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱第8条の規定により次のとおり請求します。

- 1 交付確定額 円
- 2 既交付額（概算払いの金額） 円
- 3 交付請求額（未交付の金額） 円
- 4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支所	
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他 ()	(ふりがな)	()
口座番号		口座名義人	

様式第6号（第9条関係）

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金概算払請求書

年 月 日

つくばみらい市長 様

つくばみらい市農業再生協議会
会長 ㊟

年 月 日付け第 号で交付決定のありましたつくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金について、概算払いを受けたいので、つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱第9条第1項の規定により、次のとおり請求します。

1 交付決定額 円

2 概算払請求額 円

3 理由

4 振込先

金融機関名	銀行・農協 信金・信組	本店・支店 本所・支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他（ ）	
口座番号		
フリガナ		
口座名義人		

様式第7号(第10条関係)

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け第 号で交付決定した補助金については、次の理由により交付決定を取り消したので、つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

取 消 理 由

『山田五郎』の「下」の成立

山田五郎

下

目

目次

上巻の終りに「下」の成立が示されているが、これは「下」の成立を示している。また、この「下」の成立は、上巻の終りに示されている。また、この「下」の成立は、上巻の終りに示されている。

山田五郎

様式第7号の次に次の1様式を加える。

様式第8号(第11条関係)

つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金返還命令書

第 号
年 月 日

様

つくばみらい市長



年 月 日付け第 号で交付決定を取り消した補助金について、つくばみらい市水田農業構造改革対策事業補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり返還を命じます。

1 補助事業名

2 返 還 額 円

3 返 還 期 限 年 月 日

4 返 還 理 由

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

